

島根県立特別支援学校常勤講師（臨時的任用教育職員）募集要項

平成30年10月26日
島根県教育庁学校企画課

島根県教育委員会では、臨時的任用教育職員を以下のとおり募集します。

1 募集人数 常勤講師 2名 [特別支援学校：小学部]

2 勤務地、教科等

○松江養護学校（松江市西川津町31）小学部

任用期間：採用日 ～ 平成31年3月31日の間で県が命じた期間

3 勤務内容 特別支援学校において教諭に準ずる職務を行います。

※教科指導、生活指導、その他校務に関する事務作業等

4 出願資格 以下のすべてに該当する者が出願できます。

○地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事由に該当しない者

○特別支援学校教員免許状所有者または小学校教員免許状所有者

○一般的なパソコン操作（ワード、エクセル等）ができる者

※選考において教育職員経験者（臨時的任用を含む）を考慮します。

5 出願手続

(1) 出願期間

随 時

(2) 出願書類

次の①及び②の書類を下記提出先まで郵送（簡易書留）または持参ください。なお、封筒の表に「県立（該当校）臨時的任用出願書類在中」と朱書してください。

① 履歴書（上半身を撮影した写真を貼付）

② 志願票（本要項最終項に掲載）

<出願書類提出先>

〒690-8502 島根県松江市殿町1 島根県教育庁学校企画課 TEL 0852-22-6308

※履歴書は、市販（JIS規格）のもの又は島根県教育委員会のトップページから学校企画課のホームページに入ってください、「臨時的任用教員等採用志願票（様式2）」をダウンロードして使用のこと。

◇「臨時的任用教員等採用志願票（様式2）」のダウンロード先

<http://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/koushirec.html>

※必ず教員免許状の種類・教科等を記入すること。

※既に島根県教育委員会に講師登録済みの者は、②志願票のみを提出。

6 勤務条件

(1) 給 与

学歴、経験年数によって給料の月額が決定されます（22歳の大学新卒者にあつては約216,000円）。また、該当者には通勤手当、住居手当、扶養手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当、単身赴任手当などが支給されます。

(2) 勤務時間

午前8時30分～午後5時15分（休憩時間を除く1日7時間45分）

※勤務校によって若干時間が異なりますが1日7時間45分の勤務時間は共通。

(3) 休 日

○日曜及び土曜日

○国民の祝日に関する法律に規定する祝日

○12月29日から翌年の1月3日まで（前項の日を除く）

(4) 休 暇

○有給休暇…任用期間によって異なる。（任期が12ヶ月の場合は20日、採用期間の長さに応じて付与されます）

○その他の休暇…基本的に正規職員に準じる（一部法令等により異なる）

7 選考方法

○書類選考の上、面接審査により行う

※書類選考の結果、面接の期日・場所等を通知します。

8 その他

○選考は随時行いますが、採用予定者が決定した時点で募集を停止します。

○採用された場合は県が許可した場合を除いて兼業・兼職することはできません。

9 出願書類提出先・問い合わせ先

〒690-8502

島根県松江市殿町1 島根県教育庁学校企画課 TEL 0852-22-6308

島根県立高校・特別支援学校常勤講師（臨時的任用教育職員）志願票

記入日 平成 年 月 日

ふりがな		
志願者氏名	(姓)	(名)
現住所	〒	
連絡先 (携帯電話等)		
所有教員免許状 ※所有するもの全て記入		
勤務希望校		
備考 (連絡事項)		